架空索道用搬器	一〇	
閉鎖式のもの		
その他のもの	五	
無軌条電車	八	
その他のもの	二〇	
特殊自動車（この項には、機械及び装置の項に掲げるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）		
消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	五	
モータースィーパー及び除雪車	四	
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの		
小型車（じんかい車及びし尿車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三	
その他のもの	四	
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）		
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）		

架空索道用搬器	一〇	
閉鎖式のもの		
その他のもの	五	
無軌条電車	八	
その他のもの	二〇	
特殊自動車（この項には、機械及び装置の項に掲げるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）		
消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	五	
モータースィーパー及び除雪車	四	
タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの		
小型車（じんかい車及びし尿車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	三	
その他のもの	四	
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）		
自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）		